

「医療費のお知らせ」の配布について

1. 目的

「医療費のお知らせ」は、組合員の皆さまの医療費を確認していただくものです。

- ・配布期間：**2024年2月1日より 順次配布**
- ・配布先：**原則従業員(被保険者)の職場** 宛にハガキを送付します。
- ・注意事項：掲載内容は原則「2023年1～2023年11月」診療分です。

2. 参考情報

「医療費のお知らせ」は、医療費控除の明細の一部としてご利用いただけます。

年間医療費(自己負担分)が10万円を超える場合、医療費控除が申告できます。
(健保からの給付金や保険で還付された分は含まない)

<「医療費のお知らせ」の見方>

窓口で支払った額※
⚠️ 注意②

受診者氏名

医療機関名※ ⚠️ 注意③

ここを確認!

| 医療機関名 | 受診年月 | 診療区分 または給付種別 | 診療 日数 | 医療費の総額 入院時食事療養費 を含む | 健保が医療機関へ 支払った額 | 窓口で 支払った医療費※ | 健保が支払った 返還給付金 | 健保が支払った 医療費控除 対象額 |
|---------|--------|-----------------|----------|---------------------------|-------------------|-----------------|------------------|-------------------------|
| 健保 太郎 | 202201 | 00 | 00 | 7000 | 7000 | 3000 | 0 | 0 |
| ●● 薬局 | | 00 | 00 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 健保 太郎 | 202202 | 00 | 00 | 88228 | 88228 | 37812 | 0 | 0 |
| ▲▲ 総合病院 | | 00 | 00 | 0 | 0 | 0 | 17000 | 0 |
| 健保 花子 | 202203 | 00 | 00 | 2254 | 2254 | 966 | 0 | 0 |
| 柔道整復師 | | 00 | 00 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 健保 一太 | 202210 | 00 | 00 | 1220 | 1220 | 854 | 0 | 0 |
| 合 | | | | 213180 | 149226 | 63588 | 0 | 0 |
| | | | | 0 | 366 | 0 | 17000 | 0 |

令和 〇〇年 〇月 〇日 医療費控除の明細書【内訳書】
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 氏名

1 医療費通知に関する事項
医療費通知(*)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。
*医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
①被保険者の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

| (1) 医療費通知に記載された医療費の額 | (2) (1)のうちその年に医療に支払った医療費の額 | (3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 |
|----------------------|----------------------------|--------------------------------|
| 円 | 円 | 円 |



- ⚠️ 注意
- ① 「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費もあります(12月の診療や薬局での薬代等)記載のなかった医療費についてはお手持ちの領収書に基づき、ご自身で「医療費控除の明細書」に追記し、申告してください。(「明細書」は↓国税庁のホームページからダウンロードできます)
 - ② 「医療費のお知らせ」の記載金額が実際の負担金額と相違・不足がある場合は、領収書に基づいてご自身で訂正し、申告してください。
 - ③ 医療機関名が「柔道整復師」の場合は、医療費のお知らせに領収書で確認した施術所名をご自身で訂正し、申告してください。
 - ④ 「医療費のお知らせ」が医療費控除に利用できますが、税務署から領収書の提示、提出を求められる場合がありますので、領収書は必ず5年間保管してください。

医療費控除申告の詳しい内容は、[国税庁ホームページ](https://www.nta.go.jp/index.htm)をご確認いただくか、最寄りの税務署にお問合せください。

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/index.htm>

「医療費のお知らせ」に関するご質問は、

トヨタ車体健康保険組合 担当：相木

内線：81-2755

外線：0566-36-3927

時間：月～金

8:30～12:00, 13:00～17:30